

香川県大阪・関西万博推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催を、本県の魅力や情報を効果的に発信して交流拡大を図るとともに、万博によって生まれる交流の流れを万博後も維持・発展させることで、持続的な地域の活性化を図ることを目的として、香川県大阪・関西万博推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 大阪・関西万博に向けた、県としての基本的な取組方針の決定に関すること。
- (2) その他、大阪・関西万博への参画・活用に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めた場合は、変更することができる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じ、関係部局の職員を会議に出席させることができるものとする。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局を、政策部政策課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	知事
副本部長	副知事
本部長	教育長
	病院事業管理者
	警察本部長
	政策部長
	政策部次長
	文化芸術局長
	デジタル戦略総室長
	総務部長
	知事公室長
	危機管理総局長
	環境森林部長
	健康福祉部長
	子ども政策推進局長
	商工労働部長
	交流推進部長
	農政水産部長
	土木部長
	理事
	会計管理者(兼)出納局長
	病院局長
教育委員会事務局新県立体育館整備推進総室長	